

令和7年度 首都圏企業等との連携による地域産業活性化推進事業委託業務

(繰越明許) 基本仕様書

1 業務の名称

令和7年度 首都圏企業等との連携による地域産業活性化推進事業委託業務 (繰越明許)

2 適用範囲

本業務は、契約書及び本仕様書に基づき実施しなければならない。

3 業務の目的

茅野市は、第6次総合計画において、様々な「交流」の力を発揮し、「幸せを実現できるまち」の具現化を目指す姿として、「活力と魅力があふれる稼げるまち」を掲げている。

本事業では、首都圏企業との継続的な関係構築及び市内での産業交流の機会創出を通じて、地元企業の成長機会創出、新規事業創出及び人材流入を促進し、地域産業の持続的活性化並びに企業誘致を図ることを目的とするものである。また、単なる企業誘致に留まらず、地域産業が抱える課題解決を図るための地元企業との交流、首都圏企業の有する技術やノウハウの地域産業への導入、事業連携・共同プロジェクト創出、中長期的な関係人口・企業関係人口の創出を実現する拠点間交流のコーディネートを実施し、実効性のあるマッチング支援を行う。

4 業務場所

茅野駅周辺を中心とした茅野市全域

5 業務の内容

- (1) 首都圏企業と市内企業との接点を創出するイベントの企画・運営
- (2) 首都圏企業が市内観光地等に滞在・回遊し、地元経営者等と交流するプログラムの企画・提供
- (3) 上記1,2により呼び込んだ首都圏企業と市内企業とのマッチング支援及び伴走支援
- (4) 事業全体の進行管理、関係者調整、成果整理及び報告書作成
- (5) その他必要な業務

6 業務の詳細

- (1) 首都圏企業等との連携による地域産業活性化推進業務
 - ・本業務を遂行するにあたり、必要な知見を持つ企業を募る場合は、本市と協議を行い、選定すること。また、選定した各参画企業との連携調整を行うこと。

- ・本事業の実施にあたり、効果的と考えられるものについて、本市へ提案を行い、委託金額の範囲内で、実施すること。

- ・伴走型の支援とし、来年度以降の継続支援方針を決定すること

(2) その他必要な業務

- ・地域課題の解決及び地域活性化に関する必要な取組みに関すること

- ・本業務遂行に当り、本仕様書の事項に疑義が生じた場合には、本市と協議のうえ、その意図を十分に把握した後着手し、速やかに処理すること。

7 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

8 事業予算

15,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

9 成果品

当業務の成果品は次のとおりとし、受注者は、令和9年3月31日までに実施した事業に係る業務完了後速やかに市へ提出すること。また、このほかに必要となる書類がある場合は、市と協議して決定すること。

- | | |
|----------------------------|----|
| ① 実績報告書 | 一式 |
| ② 関連資料 | 一式 |
| ③ デジタルデータ（デジタル記憶媒体等に納めたもの） | 一式 |

10 特記事項

(1) 業務に関する法規への対応

受注者は、受託業務の実施において、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の関連法規、労働関係法及び関連する法令等を遵守すること。

(2) 著作権等

- ・本業務の実施により生じた映像に関わる成果物（中間成果物）の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、すべて受注者に帰属する。本市が利用を希望する場合は、その都度別途協議し詳細を決定するものとする。

- ・本件業務の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。

(3) 機密保持

ア 受注者は、受託業務の実施の過程で本市が開示した情報（公知の情報を除く。以下

同じ。)、関連業者が提示した情報及び受注者が作成した情報を、本受託業務の目的以外に使用または第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。また、契約期間終了後も同等の措置を講ずること。

イ 受注者は、本受託業務を実施するに当たり、本市から入手した資料等については、管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。

(ア) 受注者における提供情報等の複製は原則禁止する。ただし、受託者において複製が必要であると判断した場合には、あらかじめ本市と協議を行い、その承認を得ること。

(イ) 受託業務に必要ななくなり次第、速やかに本市へ返却すること。

(ウ) 受託業務完了後は、情報を削除または返却し、受注者において当該情報を保持しないこと。

ウ 茅野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年4月施行）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

11 その他

・本事業の実施にあたっては、茅野市茅野駅前賑わい交流拠点施設（以下、交流拠点施設という。）を活用することを必須要件とする。

・交流拠点施設は指定管理者により管理運営されており、オフィススペース等の利用にあたっては、指定管理者の利用許可を要する。

・業務の遂行にあたっては、本市及び指定管理者と十分に協議・連携を行い、本市の意見や要望を取り入れるとともに、交流拠点施設の円滑かつ効果的な活用を図るものとする。

・交流拠点施設の利用条件、利用可能な範囲、スケジュール調整等の詳細については、受託候補者決定後、本市及び指定管理者との協議により決定する。

・受託者は業務の完了に際し、茅野市による業務完了検査を受けるものとし、検査合格をもって本業務委託の完了とする。